

広島県選挙管理委員会告示第三十四号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年六月二十九日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

公職選挙事務取扱規程（昭和三十四年広島県選挙管理委員会告示第十二号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式備考2中「~~出立書~~」を「~~出立書~~」に改め、同様式備考4中「2」を「1」に、「8」を「7」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。